

## 令和4年度における独立行政法人水資源機構の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の令和4年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。さらに、好事例を機構内全てに周知徹底すること等により推進に努める。

### 2 障害者就労施設等からの物品等の調達に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

#### (1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、機構全ての事務所に適用する。

なお、調達を担当する事務所（以下「調達担当事務所」という。）は、別紙1の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に共同受注窓口等を介して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

#### (2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、物品等の調達に関する事務処理要領（水機達平成18年度第5号）第4条第3項第六号の二を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

#### (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、別紙2のとおり、機構内に推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当事務所に対

し指導、助言等を行う。

(4) 調達担当事務所における調達の推進

調達担当事務所において使用される物品等については、調達担当事務所における障害者就労施設等からの調達を促進するため、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該調達担当事務所が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

各調達担当事務所は、事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を技術管理室契約企画課に報告する。

また、技術管理室契約企画課は、各調達担当事務所からの当該報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、国土交通大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。